

ひまわりの会から皆様へのお願ひです

情報提供のお願い

- ・「お試しキャンペーン」で商品を頼んだのに、毎週商品が届き高額な請求をされた！
- ・英会話スクールを途中退学したところ、高額なキャンセル料を請求された！

このようなトラブルのもとになる勧誘・広告・契約条項は無効となる場合があります。

皆様からの情報提供が、消費者被害の未然・拡大防止につながります！



契約や商品購入の際に「こまったな」「おかしいな」と感じることがございましたら、下記の連絡先まで情報を寄せください！

あなたの声が次の被害をくい止めます！

会員登録・寄付のお願い

「消費者支援 群馬ひまわりの会」の活動は、皆様からの寄付と会費によって運営されています。活動内容にご賛同いただける方は是非ご入会ください。会報誌などの特典がございます。また、弁護士・司法書士など「法律の専門家」や、地域の仲間と知り合えます。



※正会員(1口 500円/月)または 賛助会員(1口 3,000円/年)のいずれかをお選びください。正会員には議決権がございます。

詳しくは下記の連絡先までお気軽にお問い合わせください。
ご希望の方には、入会申込書をお送りいたします。

*入会申込書は下記の当団体Webサイトからダウンロードも可能です。

お気軽にご連絡・お問い合わせください

TEL 0277-55-1400

(受付時間：13:00～17:00 土日祝除く)

FAX 0277-55-1429

MAIL info@npo-himawari.jp

<https://www.npo-himawari.jp>



さらに詳しい情報は、当団体のWebサイトをご覧ください

内閣総理大臣認定
適格消費者団体

消費者支援
群馬

ひまわりの会

〒376-0011 群馬県桐生市相生町3-120-6
(アクセス：上毛電鉄 天王宿駅より徒歩2分)

ひとりで悩まないで！

「こまった声」を お聞かせください！



内閣総理大臣認定 適格消費者団体

消費者支援
群馬

ひまわりの会

群馬県のマスコット「ぐんまちゃん」2020-100520

当団体には、弁護士・司法書士・消費生活相談員などの有資格者が所属しています。



その「こまつた!」「どうしよう!」は 消費者契約法 で解決できる可能性があります!



ご自身や身の回りに、強引な勧誘や不当な契約に困っている方はいらっしゃいませんか？消費者被害の防止・救済を目的として2001年に施行された消費者契約法は、**取消し**・**無効**にできる範囲が随時拡大されており、これまで泣き寝入りするしかなかったトラブルも解決する可能性があります！

次のような不当な勧誘により締結させられた契約は、後から**取消しができます**。

「必ず値上がりする」と言われたなど (断定的判断の提供)

- 例** 将来値上がりすることが確実ではない金融商品を「**確実に値上がりする**」と説明して販売された。



ここがポイント！

「必ず勝てるパチンコ術」「絶対に瘦せるサプリ」などの表現も上記の例と同様に、契約を取り消すことができます。

重要事項についてうそを言われた (不実告知)

- 例** 「この機械を付ければ電気代が安くなる」と勧誘するが、**実際にはそのような効果の無い機械**を販売された。



ここがポイント！

「**事実と異なること**」が書かれた書面が残っておらず、口頭での説明に虚偽があった場合も、契約取り消しの対象となります。

次のような消費者の利益を不当に害する契約条項は、**無効**となります。

事業者は責任を負わないとする条項

- 例** 「当ジムは、会員の施設利用に際し生じた傷害、盜難などの人的・物的いかなる事故についても**一切責任を負いません**」とする条項。



ここがポイント！

消費者に損害が発生しても事業者が一切賠償しないという条項は、**無効**です。また、「当社が過失のあることを認めた場合に限り、損害賠償責任を負います」など、**事業者が自らの責任の有無や限度を決定する条項**も無効になります。

消費者はどんな理由でも キャンセルできないとする条項

- 例** 「販売した商品については、いかなる理由があっても、ご契約後の**キャンセル・返品はできません**」とする条項。



ここがポイント！

消費者の解除権を放棄させる条項は、**無効**です。また、「お客様は、当社に過失があると当社が認める場合を除き、注文のキャンセルはできません」など、**事業者が消費者の解除権の有無を自ら決定する条項**も無効になります。

その他にも、消費者契約法によって取消し・無効となるケースは多数あります。詳しくは下記の消費者庁のWebサイトをご覧ください。

<http://www.caa.go.jp/>

消費者庁 消費者契約法

検索



「この契約、何かおかしい…」と思った場合は
消費者ホットラインにご相談ください。

全国共通の3桁の電話番号です。
お住まいの地方自治体の消費生活相談窓口をご案内いたします。



出典・参照：消費者庁パンフレット「不当な契約は無効です！-早分かり！消費者契約法-

「消費者支援 群馬ひまわりの会」は、消費者被害の拡大防止に関する活動を行っている、**内閣総理大臣認定の適格消費者団体**です。消費者の皆様から寄せられた「こまつた声」をもとに、被害を及ぼす悪質な事業者に対して、不当な勧誘の停止、不当な規約の修正・改訂など的是正を申入れ、消費者被害の未然防止のための活動を行っています。

ひまわりの会に寄せられた「こまつた声」の一部をご紹介します！

予約料、申込料が返金されない

自由診療による手術の同意書の中に、「患者様のご都合により手術を中止する場合、手術予約料のご返金はいかなる場合でも致しかねますのでご了承ください」との記載があった。



ここがポイント！

事前に支払った予約料が返金されない時は、違法となる場合があります。

ひまわりの会では、同意書の廃棄と従業員の指導を求めました。

中途解約の条件がはっきりしない

化粧品の販売規約の中に、「初回のみで解約OK」「初回分をじっくりお試しいただく前の解約はご遠慮ください」という相反する記載があり、中途解約の可否が明確で無かった。



ここがポイント！

消費者の視点で、書かれている内容が不明瞭である場合には、それを明確にするよう要請することができます。

ひまわりの会では、中途解約が可能な時期を明記するよう是正を求め、事業者は規約の修正を行いました。

誤解を招くような「無料」の表記がある

サプリメントの通販サイトに、「初回0円」と無料でお試し購入できるかのような表記があつたが、実際は最低2回目までの購入代金・送料を支払う必要があった。



ここがポイント！

商品やサービスについて不当な表示がされており、景品表示法に違反していると考えられます。

ひまわりの会では、調査・検討の上、Webサイトの対象ページについて削除を求めるなど、是正申入れを行いました。

悪質な事業者や不当な契約について、
ひまわりの会まで情報を寄せください。

TEL 0277-55-1400

(受付時間：13:00～17:00 土日祝除く)

MAIL info@npo-himawari.jp (24時間受付)

*ご提供いただいた情報については、第三者から容易に個人を識別できる情報を除き、統計資料・事例として整理・集約し、消費者に注意喚起情報として提供することができます。

裏面も合わせてご覧ください ▶

